

表-1 火力発電所における不備事項(1発電所 3件)

	項目	件数	不備事項(具体例)
1. 手続き状況		0	
2. 保安規程遵守状況		1	保安規程において、法定事業者検査の実施体制、記録に関することについて定められていなかった。
3. その他	a 大気汚染防止法関連	0	
	b 電気設備技術基準関連	1	点検結果において絶縁抵抗値(低圧)が技術基準値を下回るものがあったが、主任技術者が確認、対応していることが不明。
	c 火力設備技術基準関連	0	
	d 振動規制法関連	0	
	e 騒音規制法関連	1	騒音規制法の規制基準に対し、発生騒音値が大きい値が記録されていた。
	f その他	0	
	指摘件数	3	

表-2 水力発電所における不備事項(なし)

	項目	件数	不備事項(具体例)
1. 手続き状況		0	
2. 保安規程遵守状況		0	
3. その他	a 電気設備技術基準関連	0	
	b 水力設備技術基準関連	0	
	c その他	0	
	指摘件数	0	

表-3 風力発電所における不備事項(1発電所 1件)

	項目	件数	不備事項(具体例)
1. 手続き状況		0	
2. 保安規程遵守状況		1	発電機取替えに係る試験記録を紛失し、確認できない。
3. その他	a 電気設備技術基準関連	0	
	b 風力設備技術基準関連	0	
	c その他	0	
	指摘件数	1	

表-4 太陽光発電所における不備事項(9発電所 11件)

	項目	件数	不備事項(具体例)
1. 手続き状況		1	社内組織変更に伴う保安規程変更届出の提出。
2. 保安規程遵守状況		1	点検記録に主任技術者の確認が漏れている。
3. その他	a 電気設備技術基準関連	0	
	b 太陽電池設備技術基準関連	9	<ul style="list-style-type: none"> ・構造関連図書がなく、架構及び基礎の安全性が確認できない。 ・主要な接合部材の検討がなされていない。 ・各部材接合部で長孔が用いられていることでの滑りや、杭と柱の接合部に隙間調整板が挿入されていることで部材応力を確実に伝達できない。 ・杭と柱の接合部に大きな偏心が見られ、ボルトが適切に接合されていない。 ・支持物に腐食が多く見られた。 ・許容応力設計がされていない部材が、支持物に使用されていた。 ・構造計算書で傾斜部の架台が検討されていない。 ・構造計算書の積雪荷重、風圧荷重、地震荷重、架構モデル等が実物と異なっており、妥当性が確認できない。 ・JIS C 8955(2004)での要求事項である設置面から太陽電池モジュール最高高が4m(JIS C 8955(2017):9m)を超えていた。 ・架台の斜材用ジョイント部に未取付け部があった。
	c その他	0	
	指摘件数	11	